（登録取消しの届出があった場合におけるみなし登録期間等の特例）

第八条　相続により改正法附則第四十条第一項に規定する登録国外事業者（改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書を提出した者に限り、同条第一項の登録が既に失効している者を除く。）の事業を承継した相続人に係る改正法附則第四十条第三項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「経過する日」とあるのは「経過する日又は同条第十一項の規定により当該登録国外事業者に係る同条第一項の登録が失効する日の前日」とする。

2　改正法附則第四十条第三項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける国外事業者が、同条第三項に規定するみなし登録期間中に改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書を提出した場合における同項の規定の適用については、同項中「その提出があった日の属する課税期間の末日の翌日（その提出が、当該課税期間の末日から起算して三十日前の日から当該課税期間の末日までの間にされた場合には、当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日）」とあるのは、「次条第三項（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十五号）附則第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するみなし登録期間の末日の翌日」とする。

（仮決算をした場合の中間申告に係る特定課税仕入れに関する経過措置）

第九条　改正法附則第四十二条及び第四十四条第二項の規定は、新法第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書（新法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する場合について準用する。この場合において、改正法附則第四十二条中「課税期間」とあるのは「中間申告対象期間」と、「以後」とあるのは「（新消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間をいう。以下この条及び附則第四十四条第二項において同じ。）以後」と、改正法附則第四十四条第二項中「課税期間」とあるのは「中間申告対象期間」と読み替えるものとする。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項第二号中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

（国税徴収法施行令の一部改正）

第十一条　国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十六号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十条第四項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号、第十三条第二項第四号及び第十四条第二項第三号中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第二十九条の見出し中「起算日」を「起算日等」に改め、同条に次の五項を加える。

2　法第七十条第四項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　適用者（所得税法第六十条の二第一項から第三項まで（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）が国外転出（同条第一項に規定する国外転出をいう。以下この項において同じ。）の時までに法第百十七条第二項（納税管理人の規定による納税管理人の届出（以下この項において「納税管理人の届出」という。）をし、かつ、当該国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限（所得税法第二条第一項第四十一号（定義）に規定する確定申告期限をいう。以下この項において同じ。）までに税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による書面（以下この項において「税務代理権限証書」という。）の提出がある場合（次に掲げる場合を除く。）

イ　非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。以下この項において同じ。）である当該適用者が、当該確定申告期限から五年を経過する日（以下この号において「五年経過日」という。）までに当該納税管理人を解任した場合において、その解任の日から四月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。

ロ　五年経過日までに当該納税管理人の死亡又は解散その他財務省令で定める事由（以下この項において「納税管理人の死亡等」という。）が生じた場合において、非居住者である当該適用者が当該納税管理人の死亡等が生じたことを知つた日から六月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。

ハ　非居住者である当該適用者が五年経過日までに当該税務代理権限証書を提出した税務代理人（法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人をいう。以下この項において同じ。）を解任した場合において、その解任の日から四月を経過する日までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

ニ　五年経過日までに当該税務代理権限証書を提出した税務代理人の死亡又は解散その他財務省令で定める事由（以下この項において「税務代理人の死亡等」という。）が生じた場合において、非居住者である当該適用者が当該税務代理人の死亡等が生じたことを知つた日から六月を経過する日までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

ホ　当該適用者が五年経過日までに死亡したとき。

二　贈与者（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この号において同じ。）により非居住者に移転した所得税法第六十条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約（以下この項において「対象資産」という。）につき同条第一項から第三項までの規定の適用がある場合（次に掲げる場合を除く。）

イ　適用者（当該対象資産につき所得税法第六十条の三第一項から第三項までの規定の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）が、当該贈与の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限から五年を経過する日（以下この号において「五年経過日」という。）までに国外転出をした場合において、当該国外転出の時までに納税管理人の届出をせず、又は当該国外転出の時若しくは当該確定申告期限のいずれか遅い時までに税務代理権限証書の提出がなかつたとき。

ロ　五年経過日までに国外転出をした適用者が当該国外転出の時までに納税管理人の届出をし、かつ、当該国外転出の時又は当該贈与の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限のいずれか遅い時までに税務代理権限証書の提出がある場合において、次に掲げる場合に該当するとき。

(1)　非居住者である当該適用者が、五年経過日までに当該納税管理人を解任した場合において、その解任の日から四月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。

(2)　五年経過日までに納税管理人の死亡等が生じた場合において、非居住者である当該適用者が当該納税管理人の死亡等が生じたことを知つた日から六月を経過する日までに納税管理人の届出をしなかつたとき。